

「京都市「集中改革プラン」について」に基づく 中期的な事務事業の見直し検討項目等について

「京都市「集中改革プラン」について」に基づき、各局等は、毎年策定、公表する「局運営方針」に、中期的（おおむね平成19年度～21年度）な観点から事務事業の見直し（整理統合や休廃止等）や民間委託等の検討を行う項目を掲げることとしています。

「平成18年度 局運営方針」において、各局等が掲げる中期的な事務事業の見直し検討項目等については、以下のとおりです。

【総合企画局】

◆ 1 ゲストスカラー制度創設に向けた調査研究（平成19年度まで）

京都の各大学における客員教授制度等と連携し、京都を訪れる研究者情報の共有化と来訪した人材と市民が交流できる仕組みづくりを進めるゲストスカラー（客員研究者）制度の創設に向けた調査研究について、当初予定の平成20年度から1年短縮して完了します。

◆ 2 市政広報、広聴活動の検討（継続実施）

高度情報化、少子高齢化社会への対応、より効率的・効果的な広報媒体・手法の選択及び活用を図ります。

◆ 3 地域情報化推進事業に係る地域 IT アドバイザー活用施策の検討（平成18年度から）

市民の IT 活用能力の向上を図るため、IT 技術の普及に意欲的な市民を対象に平成13年度から実施している地域 IT アドバイザー研修について、これまで育成してきた地域 IT アドバイザーが自立的に地域での IT 普及活動を実施する仕組みを構築し、活用を図ります。

◆ 4 行政業務の情報化推進に係る既存システムの今後の在り方について検討（継続実施）

本市が管理運営する大型汎用コンピュータ、庁内ネットワーク（イントラネット）、オンライン業務システム等について、先端 IT 技術の動向を的確に把握、検証し、情報セキュリティの向上、システムの効率化及び経費の削減を目指し、再構築を図ります。

【総務局】

◆ 5 市場化テストへの対応（平成18年度から）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「公共サービス改革法」という。）に基づく、いわゆる市場化テストについては、民間活力導入の新たな手法であり、国における制度導入状況や他都市における先行事例なども踏まえ、メリットや課題となるサービスの質や安定性の確保など、総合的な観点から検討を進め

ます。

◆ 6 総務事務の効率化（平成21年度まで）

平成17年度からの財務会計システムの導入に伴う計理事務の一部集約化のほか、給与、旅費、福利厚生等の業務のうち定型的なものの効率化について、平成18年4月に設置した「総務事務効率化プロジェクトチーム」を中心に検討を進めます。

【理財局】

◆ 7 専門性の向上と税務事務の効率化の推進（平成18年度から）

近年の厳しい納税環境の中で市税収入を確保するとともに、平成19年度から実施される予定の所得税から個人住民税への税源移譲等に対応するため、税務事務に関する専門性の向上と税務事務の効率化に向けた取組を推進します。

具体的には、職員研修の充実や個人市民税当初課税業務の改善、電算化の推進など組織的な取組を進めるとともに、税務事務全体の在り方について検討を行います。

また、地方税電子申告システムについては、より一層納税者の利便性の向上を図るため、他の運用団体と連携して対象税目や運用団体の拡大に取り組みます。

【環境局】

◆ 8 南部クリーンセンター第二工場整備（平成18年度から）

施設建替えに伴う環境影響評価のため、周辺環境の現状把握並びに環境予測に必要なデータの収集を行います。また、整備計画や施設機能等について、周辺地区の方々の理解と協力を得るための話し合いを進めるとともに、効率的な整備手法についての検討を進めます。

◆ 9 業務の改善（平成21年度まで）

市政改革実行プランに則り、効率的な業務の執行に向けた取組を引き続き進めていきます。

【文化市民局】

◆ 10 PFI手法の活用（継続実施）

文化施設など多くの施設のほか、区役所、支所の整備を所管している文化市民局では、施設の整備に際し、PFI手法の活用を検討していきます。

伏見区総合庁舎については、平成20年度の完成を目指して、PFI手法を活用した施設整備を進めています。

また、平成21年度の着工を目指して検討を進めている左京区総合庁舎については、PFI手法の導入も含めた最適な整備手法についての調査を平成18年度に実施します。

◆11 指定管理者制度の活用（平成18年度から）

文化施設をはじめとする多くの公の施設を所管している文化市民局では、直営施設を除く公の施設において、平成18年4月から指定管理者制度を導入しました。西京極総合運動公園（京都アクアリーナ）、地域体育館（5箇所）及び円山公園音楽堂においては、公募、選定の結果、民間事業者を指定管理者に指定しました。

今後は、住民サービスの向上、経費の節減など、指定管理者制度に期待される効果が発揮できるよう、指定管理者を管理、指導するとともに、指定管理者制度の導入による効果が期待できるような施設について更なる制度の導入を検討するなど、制度の活用を図ります。

◆12 区政改革の更なる推進（継続実施）

市政改革の重要な取組の一つに位置付けられている「区政改革に向けた今後の取組」の推進に向けて、平成16年度に設置した区政改革推進委員会において、具体的取組の検討を継続するとともに区政改革の取組の進行管理を行い、区民の期待にこたえられる区役所の実現を目指します。

更に、行政区制度検討調査会報告（平成16年3月）に示されたこれからの区役所像の実現に向けた改革を進めていきます。

【産業観光局】

◆13 指定管理者制度導入施設のより効率的・効果的な運営（平成18年度から）

平成18年4月からの公の施設の管理における指定管理者制度の導入をスムーズに行い、より効率的・効果的な運営に努めます。

（産業観光局所管の指定管理者による管理を行う公の施設）

- ・ 勸業館「みやこめっせ」
- ・ 伝統産業振興館「四条京町家」
- ・ 宇多野ユース・ホテル
- ・ 宇津峡公園
- ・ 森林文化交流センター「森愛館」
- ・ 林産物需要拡大センター「ウッディー京北」
- ・ 京北森林公園

◆14 第一市場の施設整備における民間活力導入の検討（平成18年度から）

平成18年度に策定予定の第一市場マスタープラン（仮称）を踏まえ、第一市場の施設整備における民間活力の活用を検討します。

◆15 第二市場業務の民間委託化の推進（平成19年度まで）

第二市場において、業務の民間委託化を更に推進します。

◆16 外郭団体の経営改善の推進（平成18年度から）

- ・ 厳しい経営状況にある（財）京都市中小企業支援センターの経営を改善する

ため、直接貸付事業（平成16年4月新規貸付廃止）の債権回収の強化を指導するとともに、債務超過の計画的な解消を図るため、本市の財政的支援の在り方について早期に方向性を確定します。

- ・ 本市の産業振興、科学技術振興に大きく寄与している（財）京都高度技術研究所の経営基盤を強化するため、業務や組織、人事・給与等の面での抜本的な見直しを指導します。

◆17 外郭団体の統廃合等の推進（平成19年度まで）

- ・ （財）京都産業21への本市の関与の在り方を検討します。（平成19年度までに関与の在り方を明示）
- ・ 京北プレカット（株）及び（株）京都市花き総合流通センターについて、民間主導による効率的な事業展開を図るため、平成19年度までに本市出資率の引下げを行います。

【保健福祉局】

◇ 事務事業の更なる見直し

◆18 福祉医療制度（平成18年度中に検討）

京都府との協調事業である福祉医療制度の今後のあり方について、国の医療制度の動向等も踏まえて検討します。

◆19 単費援護・単費助成（平成18年度中に検討し、可能なものから順次実施）

各制度の持続可能性を維持するため抜本的な改革が行われる中、社会福祉施設への本市単費援護・単費助成について、更なる見直しを検討します。

◇ 民間活力導入の更なる推進

◆20 公設公営の社会福祉施設（平成18年度中に順次検討し、見直しが必要とされた施設についてはその内容に従い、中・長期的視点に立って順次実施）

京都市社会福祉審議会における公設公営施設の今後のあり方等の審議を踏まえ、民間活力の導入も踏まえた検討を行います。

◆21 京都市立病院（検平成18年度以降、要求水準書の確定、SPC業者の決定、実施設計・着工を順次進める）

PFI手法の導入を推進し、公共と民間のパートナーシップに基づく効率化を図る。

◇ 外郭団体の更なる改革

◆22 （財）京都市健康づくり協会（平成18年度以降随時）

更なる経営健全化を進め、その結果を踏まえて今後のあり方を検討します。

◆23 その他（平成18年度以降随時）

次の団体についても社会情勢等の変化に応じて必要な見直しを検討します。

- ・ （財）京都中央看護師養成事業団看護師需給状況を踏まえた見直し
看護師需給状況を踏まえた見直し

- ・ (福) 京都社会福祉協会適切な事業運営のあり方の検討
適切な事業運営の在り方の検討
- ・ (福) 京都福祉サービス協会
改正介護保険法施行後の運営状況の把握、適切な事業運営の在り方の
検討

◇ コスト削減の更なる徹底

- ◆24 歳入・歳出両面にわたる検討 (平成18年度において基本的な考え方を整理し、19年度予算編成過程において検討)

歳入については、徴収率や貸付金償還率の向上に向けて更に具体的な方法を検討します。歳出については、可能な限り事業実績を反映した執行となるよう、事業全般にわたり、個々の事業内容を精査の上、執行内容・方法の検討を行います。

また、電算システムの保守点検等、委託先の選定に当たっては、より一層競争入札を取り入れるなど、更なる競争性の向上に努め、業務水準の低下を招くことなく、委託料の削減を図ります。

- ◆25 定員管理の適正化 (平成18年度以降随時)

事務事業の更なる見直しや民間活力の更なる推進等により、「市政改革実行プラン」及び「財政健全化プラン」の趣旨を踏まえた取組を進めます。

◇ その他

- ◆26 京都市立看護短期大学 (平成18年度中に方向性を確定する。)

今後のあり方の方向性を明らかにします。

- ◆27 京都市立京北病院 (平成18年度に検討、19年度に医療施設審議会での審議、平成20年度に検討結果に沿った見直し)

平成17年度の合併以後の運営状況について総括を行い、京都市医療施設審議会等における審議も含めて、今後のあり方を検討します。

【都市計画局】

- ◆28 公共事業事後評価システムの実施 (平成19年度まで)

公共事業は、事業の有効性を検証し、その結果をその後の事業推進等に反映するために各段階(事前、事中、事後)において評価を実施することが望ましいとされています。

京都市では、公共事業の意思決定過程の透明性や市民への説明責任、予算の効率的な執行を図るために、平成10年度から公共事業の再評価(事中評価)、平成16年度から公共事業の新規採択時評価(事前評価)を順次実施してきました。

残る事後評価について、平成18年度に試行的に実施し、事後評価に関する課題等の整理を行い、平成19年度から公共事業事後評価システムの本格実施を目指します。

◆29 指定管理者制度の導入後の検証及び再選定（平成20年度まで）

都市計画局では、これまで公共的団体等に管理委託していた京都市醍醐交流会館、京都市醍醐駐車場、京都市景観・まちづくりセンター、京都市嵯峨鳥居本町並み保存館、京都市久我の杜生涯学習プラザについて、平成18年4月から指定管理者による管理が行われています。初の指定管理者制度の導入となるため、指定期間を3箇年として各指定団体の管理状況や制度運用状況の検証を行い、より効果的な制度の活用を図りながら、平成20年度中に、平成21年度以降の各施設の指定管理者について再選定を行います。

◆30 公営住宅家賃収納率の向上（平成20年度まで）

平成16年度に97.1%であった公営住宅家賃の収納率を平成20年度に97.6%まで向上させるべく、家賃滞納に対する取組を強化します。

この数値は、「京都市基本計画第2次推進プラン」及び「京都市財政健全化プラン」において「市営住宅家賃徴収率の向上」について設定した数値目標です。

（参考）平成16年度実績 97.1%

今後とも、方面管理事務所を活用した細やかな滞納家賃納入指導、口座振替の利用勧奨、生活保護受給者に係る特例納付制度の推進等に取り組みます。

【建設局】

◆31 維持管理の時代に相応しい土木事務所の体制整備（平成18年度から）

市民生活と密接に結びつく施設を適切に維持管理していくことが建設局の重要な使命の一つであり、市民の目線に立った日常の維持管理業務を7つの土木事務所、5つの公園管理事務所が行っています。建設局としては、時代の要請及び多様化する市民ニーズにより迅速、的確に対応し、サービス水準を向上させるためには、これまでの整備重視から、適切な維持管理にも重点を置く考え方への転換が必要であることから、平成18年度当初に、まず、土木事務所の体制整備を行いました。これにより、個々の市民要望にこれまで以上に機動的に対応することができ、また、これまでの事後的な業務から、事故を未然に防止する予防業務を充実させることにより、市民生活の安全性を高めることができ、更に本格的な維持管理の時代に対応できる体制となりました。引き続き、この企図を踏まえ、建設局の本庁組織についても、見直しを行う予定です。

◆32 公の施設の効果的かつ効率的な維持管理（平成19年度までに指定管理者制度導入後の検証）

観光駐車場、路外駐車場、自転車等駐車場等の公の施設について、多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、施設の管理に民間を含む幅広い団体の能力を活用し、市民サービスの向上等を図ることを目的とする指定管理者制度の導入を平成18年度当初に完了しました。導入後の検証については、平成19年度までに行います。

◆33 公共施設の最適維持管理手法（アセットマネジメント）の検討（平成18年度から）

道路、河川などの社会資本が増え続ける中、適切な維持管理を怠ると、構造物の寿命を縮め、当初の想定より早い時期に更新をしなければならない場合が出てきますが、適切な時期に適切な補修を行うことで、耐久性の向上と延命化が図られ、更新を含めたライフサイクルコストを低減することが可能となります。

建設局では、今後の社会資本整備を進めるうえで重要となる最適な維持管理の実施と延命化等による更新費用の平準化等を目的とした最適維持管理手法（アセットマネジメント）の検討を進めており、年次計画を立てて積極的に取り組まします。

◆34 公共事業評価システムの確立（平成19年度まで）

「京都市市政改革実行プラン」を踏まえ、公共事業の効率性の向上や実施過程の透明性の確保を図るため、今後も引き続き事業の新規採択に当たっては、費用対効果分析等の指標を活用する新規採択時評価（総事業費10億円以上）を実施するとともに、長期化している事業について再評価を実施します。

更に、事業完了後にその整備効果を確認する事後評価について、平成19年度の本格導入に向け試行を行い、公共事業評価システムの確立を目指します。

なお、平成16年度から市民参加推進条例に基づき、再評価委員会の会議を公開するなど透明性の確保に努めています。

【会計室】

◆35 総務事務の在り方の検討（平成21年度まで）

平成21年度を目途に、総務事務効率化プロジェクトチームに参画し、会計事務とのかかわり方について検討を行います。

* 総務事務とは、市民サービスに直結しない間接業務、とりわけ給与関係、旅費計算、福利厚生関係、物品調達管理に関する事務の総称です。

◆36 物品センターの在り方の検討（平成21年度まで）

平成21年度を目途に、より効率的かつ合理的な運営体制となるよう、その在り方の検討を行います。

【選挙管理委員会事務局】

◆37 選挙事務の執行体制の見直し（継続実施）

業務の簡素効率化等の視点から、投・開票事務の執行体制等を点検し、見直していきます。

また、平成17年度から選挙事務に導入した振替休日制度を継続実施していきます。

◆38 ITの活用による一層の市民サービスの向上（継続実施）

- ・ 投票所名簿受付システムの検討
投票所の名簿対照事務について、システムの導入に向けて検討していきます。
- ・ 電子投票の拡大の検討
電子投票を行う選挙及び区について、拡大に向けて検討していきます。

【監査事務局】

◆39 行財政運営の改善に資する監査機能の強化（継続実施）

市民の目線に立った厳正な監査に努め、市民の福祉を増進する市政の推進に寄与します。

- ・ 適法性ととどまらず、経済性、効率性及び有効性の観点からの監査の充実
- ・ 計数の正確さ及び適正な経理にとどまらず、効率的な予算執行及び公営企業のあるべき事業運営の観点からの決算審査の充実
- ・ 行財政運営に資するよう、よりの確に監査の結果として措置を求めるなど、監査等による効果の検証

【人事委員会事務局】

◆40 職員任用（継続実施）

「団塊の世代」の大量退職や民間企業の景気回復に伴う採用拡大により、新規採用者の確保が重要な課題となる中、将来の市政を担う人材を確保していくための採用試験の手法について、更に研究・検討を行います。

また、有能な人材の早期発見、早期育成及び組織の活性化等のための係長能力認定試験の実施については、職員、特に女性職員の試験に対する意欲を喚起し、受験者数の増加を目指します。

◆41 公平審査（勤務条件に関する措置の要求、不服申立て）及び職員からの苦情処理（継続実施）

給与や勤務時間等の勤務条件に関する適切な措置を求める要求及び懲戒その他その意に反する不利益な処分への不服申立てについて、公平に審査・判定を行い、必要な場合には任命権者に対して勧告や是正の指示などを行います。

職員からの苦情処理については、この相談を通じて措置の要求や不服申立てにつながることも増加しています。相談に対しては、申出人に対する的確な助言を行うほか、任命権者に対し指導、あっせんその他の必要な措置を行います。

◆42 給与等に関する調査、報告及び勧告（継続実施）

職員の人事給与制度を常に調査研究し、このうち、職員の給与については、社会情勢や地域の実情に適応した給与となるよう、毎年、職員と民間企業等の従業員との給与を比較し、適正な水準を明らかにします。これらの調査研究の結果を、市会や市長に報告するとともに、制度の改正等が必要と認められる場合は勧告や意見具申を行います。

【消防局】

◆43 消防活動総合センターの効果的な活用の検討（平成20年度まで）

老朽狭隘化のうえ、借地料を負担している消防学校と、地下鉄延伸により移転の必要があった旧装備課施設、さらに大規模災害時に京都市に派遣される緊急消防援助隊の活動拠点として今後整備が必要な施設の3つを統合し、消防活動総合センターとして、整備に着手しています。

この3施設の機能を合わせ持つ消防活動総合センターについて、次の2点を平成20年度までに検討します。

- ・消防学校と装備課等の平常時の業務と大規模災害発生時のより効果的な運用について
- ・緊急消防援助隊の受援時における効率的な災害情報の提供と現場活動支援について

◆44 消防防災通信ネットワークの効率的な整備と運用の検討（平成21年度まで）

消防救急無線と地域防災無線の2つについて、電波法令等の改正に伴って周波数の統一化とデジタル化が必要なことから、消防防災通信ネットワークとして整備を進めています。

これらを別個に更新し運用すれば多額の経費を要することから、次の2点を平成21年度までに検討します。

- ・全体経費抑制のための効率的な整備や運用について
- ・技術進展の著しい情報通信の高度化への対応の検証について

◆45 増加する救急需要への対応の検討（平成20年度まで）

救急出動件数の増加が全国的な救急業務の課題のひとつになっている中、本市でも昭和60年から21年連続で件数が増加しており、10年前と比較すると約1.6倍になっています。

このことから適切な救急対応を実施するために、次の2点を平成20年度までに検討します。

- ・増加する救急需要に対応するための救急車の運用体制について
- ・適切な救急車利用の普及啓発や、市民に対する医療情報の提供の充実について

◆46 消防職員の大量退職への対応の検討（平成19年度まで）

消防局では団塊世代の職員の大量退職時代をまもなく迎えます。

このことから災害現場活動や予防査察など消防行政における市民サービスを低下させないために、資格の取得や専門的な知識、技能を継承させるための対策が必要となっています。

これらを踏まえ、次の3点を平成19年度までに検討します。

- ・業務見直しによる資格取得や後継指導者育成のための研修要員の確保について
- ・即戦力となる初任教育生の研修内容について
- ・再任用職員の採用と最適な業務について

【教育委員会事務局】

◆47 学校統合の推進（継続実施）

本市における学校統合は、子どもの教育環境の充実のため、地域・保護者の十分な議論の上に立って、地元主導で推進し、18年4月までに小学校34校を11校に、中学校6校を2校に、幼稚園9園を2園に統合いたしました。その結果、市費負担教職員（京都市で給与を負担する教職員）の減員、学校運営費、及び統合しなかった場合に、統合前の学校を個々に改築するのに必要な建設費の削減、さらには府費負担教職員（京都府で給与を負担する教職員）の給与費が政令指定都市へ移管されることに伴う本市の財政負担の大幅な軽減など、大きな財政効果を挙げています。今後、下京区の5中学校統合（19年4月開校）、左京区花背峠以北の3小学校・3中学校統合（19年度小中一貫校開校予定）、小野郷小・中の高雄小・中への編入（19年4月）など、継続的な取組を進めます。

◆48 PPP（公民協働）導入の更なる推進（継続実施）

京都国際マンガミュージアム（仮称）について、本市、大学や関連団体が計画を策定し、本市と大学との共同事業で実施するなど、積極的に民間活力の導入を図ります。また、総合教育センターでの教職員研修についても、専門的な知識・技術等が必要で継続的に実施する講座について民間委託を行うなど、取組を推進します。

◆49 PFI手法の積極的活用による施設整備等（継続実施）

PFI手法による整備としては本市初となった「京都御池中学校・複合施設」（18年3月竣工、4月開校）に続いて、「小学校全普通教室冷房化」にもPFI手法を活用し、従来手法による整備よりも3年早い18年8月に整備を完了します。

また、「音楽高校移転・整備」（20年度竣工予定）でもその手法を導入するとともに、今後要件を満たす施設についても導入していきます。

◆50 生涯学習振興財団と野外活動振興財団の統合（平成19年4月1日）

両団体は、子どもの教育と生涯学習の振興という分野で共通した目的で活動しており、生涯学習の統一的な進展を図ると共に、事業の能率化やノウハウの共有化を行います。また、派遣職員の削減についても、達成目標はすでに達成していますが、今後ともより一層の効率化を図ります。

◆51 私学退職金財団への補助金の廃止・削減（平成20年度まで）

私学退職金財団補助金については、本来都道府県が負担するべきものであり、全国の政令市で負担しているのは本市のみであること等から、平成18年度から段階的に削減し、平成20年度に廃止します。

◆52 学校光熱水費の削減に向けた環境配慮型機器等の導入（平成19年度まで）

学校・園の光熱水費を削減するとともに、児童・生徒に実践から環境の大切さを学ばせる「環境にやさしい学校づくり」の一環として、節水こまや電力監視測定器を全校・園に導入します。

※ 節水こま：水道栓に取り付け、水勢を維持しつつ出水量を抑える機器。

※ 電力監視装置：各校・園の電力使用状況をリアルタイムで測定する機器。使用量が多い月・日・時間帯等を把握し、各校・園での節減の取組に生かす。また、最大需要電力値を抑制することにより、次年度の基本料金を下げることができる。

◆53 **ホームページ化の推進による冊子作成の削減**（継続実施）

これまで冊子を作成し学校へ配布していた調査結果報告書等について、その結果等をホームページ上で公開するなど、コスト削減に努めます。